平成２２年（フ）第５７４１号
大阪府八尾市幸町６丁目50番地
債務者　田渕川裕也
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７４２号
大阪府豊中市箕輪１丁目20番18号
債務者　市成けい子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７８９号
大阪市東住吉区杭全５丁目５番13号
債務者　瀧本千恵子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８８３号
大阪市西成区天下茶屋２丁目７番10号
債務者　水野　武司
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９２１号
大阪府東大阪市若江北町３丁目10番28号
債務者　辻川　　等
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９２７号
大阪府豊中市服部本町５丁目２番１―402号
債務者　大隅　恭子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９３５号
大阪市城東区成育２丁目16番25―101号
債務者　山崎　　亘
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９３６号
大阪市城東区成育２丁目16番25―101号
債務者　山崎　眞弓
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６４号
大阪府吹田市千里山西４丁目34番10―302号
債務者　湯浅　里美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９９８号
大阪市住吉区南住吉３丁目14番18号ストークマンション二宮305号
債務者　満尾恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１１６号
大阪市住吉区山之内１丁目27番10号
債務者　大杉　二郎
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３６号
大阪市浪速区敷津西２丁目15番９号　エレガントハイツ400号
債務者　伊山　和美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１７０号
大阪市住吉区杉本１丁目９番16―301号　グランビルドアビコⅠ
債務者　武　　廣文
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１９９号
大阪市東淀川区淡路５丁目７番23号マイルーム佐藤Ｂ－６号
債務者　上村　一孝
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４８号
大阪府河内長野市上田町30番地の２　120号
債務者　西尾　清一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８３４号
堺市堺区甲斐町西３丁１番18号　山本マンション２Ｆ
債務者　小谷きよみ
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８６４号
堺市南区桃山台１丁５番10―307号
債務者　山本　裕子（旧姓高橋・福山）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７０号
堺市堺区甲斐町東４丁１番４号　シティコーポグリーン405号、前住所堺市堺区永代町２丁２番17号
債務者　加藤三千代
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係